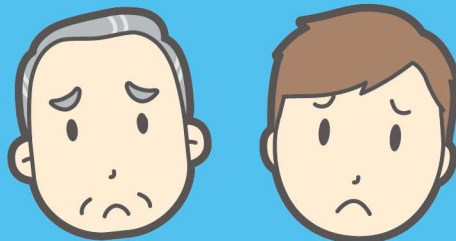




刈谷市

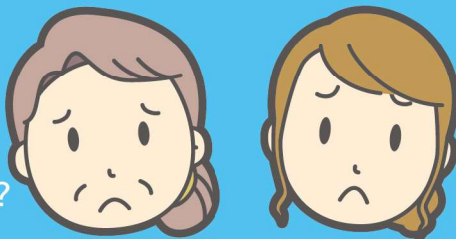
# 空き家対策 セミナー・個別相談会

これから空き家が  
どんどん増えて  
聞いたけど、  
何が問題なの？



空き家を放置すると  
どんなトラブルが  
生じるの？

子どもと同居すること  
になり、今の家が  
空き家になってしまう。  
何か活用できないかしら？



実家を相続したけど  
使う予定がない…  
どうしたらいいの？

**参加費無料**

令和 7 年

日時

**12月7日 日 13:30 ~ (受付 13:00 ~)**

会場：総合文化センター（中央生涯学習センター） 4階 401・402 研修室  
刈谷市若松町 2 丁目 104 番地

## 第 1 部

## 講演会

先着 50 名

事前申込優先

13:30 ~ 14:30

裏面に予約申込書があります

「実家のしまい方と

空き家で困らないために今からやっておくこと」

相続や空き家の管理で困らないために、今知っておきたい制度・  
手続きについてわかりやすく説明します。



講師

株式会社 住宅相談センター  
代表取締役  
吉田 貴彦 氏

## 第 2 部

## 個別相談会

先着 8 組

要事前予約

14:40 ~ 15:40

裏面に予約申込書があります

空き家に関するいろいろな相談に  
専門家が応じます。(1 組 30 分まで)

相談員：空き家マイスター(公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会所属)

【相談例】

- 実家が空き家になり、管理に不安がある。
- 相続でもめており、空き家の管理・活用で困っている。

お問い合わせ

刈谷市役所

建設部建築課住生活係

TEL : 0566-62-1021 (直通)

# 予約申込書

空き家対策セミナー

先着 50 名

フリガナ					
氏名					
住所					
電話番号	(	)	—		
メールアドレス					

個別相談会

先着 8 組

個別相談会参加希望	有 (下記項目もご記入ください)					無
空き家所在地						
相談内容 ※該当する項目に「○」	管理の仕方	売りたい・ 貸したい	解体	相続	その他	
相談概要						

※ 応募多数の場合は、市から事前に電話連絡させていただきます。  
※ 個別相談会のみ参加は不可とさせていただきます。

## 申込方法

申込期限：令和7年12月5日(金)まで

氏名(フリガナ)・住所・電話番号・メールアドレス、(個別相談会参加希望の場合は 空き家所在地・相談内容等)をご記入のうえ、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

〒448-8501

郵送

刈谷市東陽町1丁目1番地  
建築課あて

FAX

0566-23-9331

E-mail

kenchiku@city.kariya.lg.jp

電子申請



## 会場へのご案内

電車で  
ご利用の場合

JR 東海道本線・名鉄三河線 刈谷駅南口より  
ウイングデッキ直結徒歩3分

車で  
ご利用の場合

伊勢湾岸自動車道豊明ICより約20分・  
豊田南ICより約25分  
※総合文化センター駐車場は、ハロー  
(みなくる刈谷)駐車場とは異なりますので  
ご注意ください。(4時間まで駐車料金無料)

